

## ● 日本生活学会理事選出規則

- 第1条 本規則における理事とは、会則にいう理事会の構成員（「会長」「副会長」「常任理事」および「理事」）をさし、会則に従い理事の定数は20～28名、任期は4年とする。
- 第2条 理事の選出は、正会員の直接選挙によって行う。理事会・各常置委員会の業務、学会事業の安定性と円滑な継承性を保つため2年ごとに約半数を改選することとし、各改選時には直接選挙により10名の理事を選出する。
- 第3条 選挙権を行使できる者は、正会員であって会費を完納せる個人および名誉会員とする。被選挙権を行使できる者は、正会員であって会費を完納せる個人とする。
- 第4条 選挙にあたり、理事会推薦候補、自薦・他薦候補をたてることができる。理事会推薦候補は、次期理事会における常置委員会委員長候補者とし、当該委員長を改選後の新理事から選任する必要がある人数までとする。また、他薦の場合、各推薦者は1名の候補のみを推薦できる。
- 第5条 選挙権を有する会員に、「被選挙権を有する会員名簿」「理事会推薦候補者名簿」「自薦・他薦候補者名簿」および選挙実施方法を事前に公示する。
- 第6条 投票は、被選挙権をもつ正会員計5名迄を選び、公示された所定の方法をもって行う。
- 第7条 理事の当選は、得票数の多い者から順次、10位に達する者までとする。なお、10位の得票者が複数いる場合には、全員当選とする。選挙後、最初の総会までに欠員が生じ、10名を下回った場合には、繰り上げによる補充を行う。
- 第8条 選挙は選挙管理委員会のもとに行う。管理委員会は、理事を除く会員2名で構成し、会長がこれを召集する。
- 第9条 選挙管理委員会は、互選にて選挙管理委員長を選出する。
- 第10条 選挙管理委員長は、選挙結果を文書にて理事会に報告するものとする。
- 第11条 この規則の選挙および当選者選出に関わる運用は、すべて選挙管理委員会の権限に属するものとする。この規則に定めが無い理事選挙関連事項に関しては、選挙管理委員長が判断する。
- 第12条 会長は、会務運営上の必要がある場合、直接選挙で選出された理事に加えて、2名までの理事を会員から指名することができる。また、常置委員会は、業務の必要に応じて会員から若干名の理事の追加を要請し、理事会の審議を経て会長が指名することで、その構成に加えることができる。
- 第13条 理事会推薦候補（第4条）および指名理事（第12条）の選出にあたっては、とくに常置委員会の運営を重視するものとする。各常置委員会は委員長・副委員長を含めて原則4名（うち半数改選時の非改選理事2名、新理事2名）、理事会は会長・副会長の3名を合わせて23名の構成を基本とし、各委員長には、副委員長経験のある非改選理事または理事会推薦により当選した新理事が選任されることで、委員会業務の安定性と継承性を担保するように留意する。
- 第14条 会長は、任期中の理事に欠員が生じた場合、総会の議決を経ずに、新たな理事を指名することができる。
- 第15条 この規則の理事指名に関わる運用は、すべて会長および理事会の権限に属するものと

する。この規則に定めが無い理事指名関連事項に関しては、理事会が判断する。

#### 付 則

1. この選出規則は1995年10月14日から施行する。
2. 第4条の一部を改正し、1999年3月19日から施行する。
3. 第10条を1999年7月18日から施行する。
4. 第6条の一部を改正し2000年10月21日から施行する。
5. 第1条、第4条、第5条、第6条の一部を改正、所属地域区分を削除し、2006年10月28日から施行する。
6. 第1条、第2条、第4条、第5条、第10条の一部を改正、評議員制を廃止、理事直接選挙とし、理事の定数を30から15に改め、2009年5月9日から施行する。
7. 第2条の一部を改正し、選挙対象者規則の一部を削除し2013年6月1日から施行する。
8. 事務局機能外部委託化に伴う理事会・常置委員会の業務および学会事業の安定性・継承性を保つ主旨から、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第11条、第12条、第15条（旧第13条）の一部を改正、第13条、第14条を追加し、理事の定数上限を20から28、任期を2年から4年に改め、2年ごとの半数改選制として、2015年5月23日から施行する。
9. 第3条、第8条の一部を改正し、2017年10月14日から施行する。

#### ●日本生活学会監事選出規則

- 第1条 監事の定数は2名、任期は4年とする。
- 第2条 監事の選出は、正会員の直接選挙によって行う。2年ごとに半数を改選することとし、各改選時には1名の監事を選出する。
- 第3条 選挙権を行使できる者は、正会員であって会費を完納せる個人および名誉会員とする。被選挙権を行使できる者は、正会員であって会費を完納せる個人とする。
- 第4条 監事の当選は、投票数の最も多い者を当選とする。当選者が理事に選出された場合は、次点者を当選とする。なお、1位の得票者が複数いる場合には、選挙管理委員会において抽選により決定する。
- 第5条 投票は、被選挙権をもつ正会員計1名を選び、公示された所定の方法をもって行う。
- 第6条 選挙は選挙管理委員会のもとに行う。管理委員会は、理事を除く会員2名で構成し、会長がこれを召集する。
- 第7条 選挙管理委員会は、互選にて選挙管理委員長を選出する。
- 第8条 選挙管理委員長は、選挙結果を文書にて理事会に報告するものとする。
- 第9条 この規則の運用は、すべて選挙管理委員会の権限に属するものとする。
- 第10条 会長は、任期中の監事に欠員が生じた場合、総会の互選を経ずに、新たな監事を指名することができる。

第 11 条 この規則に定めが無い監事選出事項に関しては、選挙管理委員長が判断する。

付 則

1. この選出規則は 1995 年 10 月 14 日から施行する。
2. 一部を改正し、2013 年 6 月 1 日から施行する。
3. 第 3 条、第 11 条を新たに加え、第 1 条、第 2 条、第 5 条（旧第 4 条）、第 6 条（旧第 5 条）の一部を改正して、2015 年 5 月 23 日から施行する。
4. 第 2 条の一部を改正し、旧第 3 条を削除の上、旧第 4 条以下の条文番号を繰り上げ、第 3 条（旧第 4 条）、第 4 条（旧第 5 条）、第 5 条（旧第 6 条）、第 6 条（旧第 7 条）の一部を改正し、2017 年 10 月 14 日から施行する。